

【資料3-1】

滋賀県原子力安全対策連絡協議会
平成29年(2017年)11月28日

大飯地域における原子力防災について

平成29年11月

内閣府(原子力防災担当)

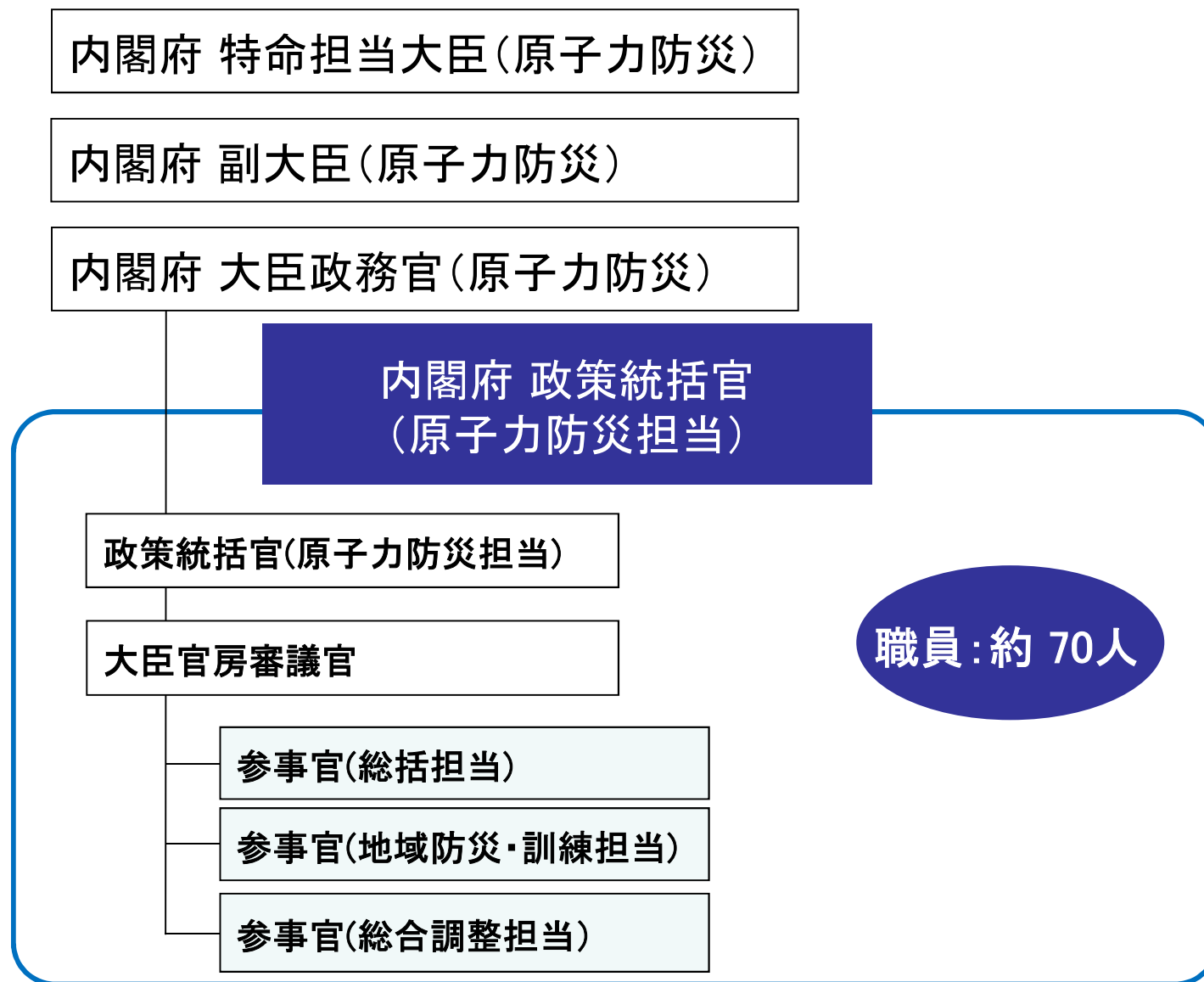
1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

1. 内閣府（原子力防災担当）について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

1 - 1 内閣府(原子力防災担当)の体制

◆内閣府(原子力防災担当)の組織は平成26年10月14日に発足



1. 地域防災計画の充実に向けた対応

◆自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

→ 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、国と関係自治体等が緊密に連携し、計画の策定・充実強化の取組を実施中。

2. 関係道府県への財政的支援

◆放射線防護のための対策等について必要な財政的支援を実施

→ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（内閣府予算）
自治体が行う防災活動に必要な資機材（放射線測定器、防護服等）の整備 等

→ 原子力災害対策施設整備費補助金（内閣府予算）
即時避難が困難な病院等の要配慮者や住民等が屋内退避するための施設等の放射線防護対策事業 等

3. 原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練の支援、防災業務関係者への研修

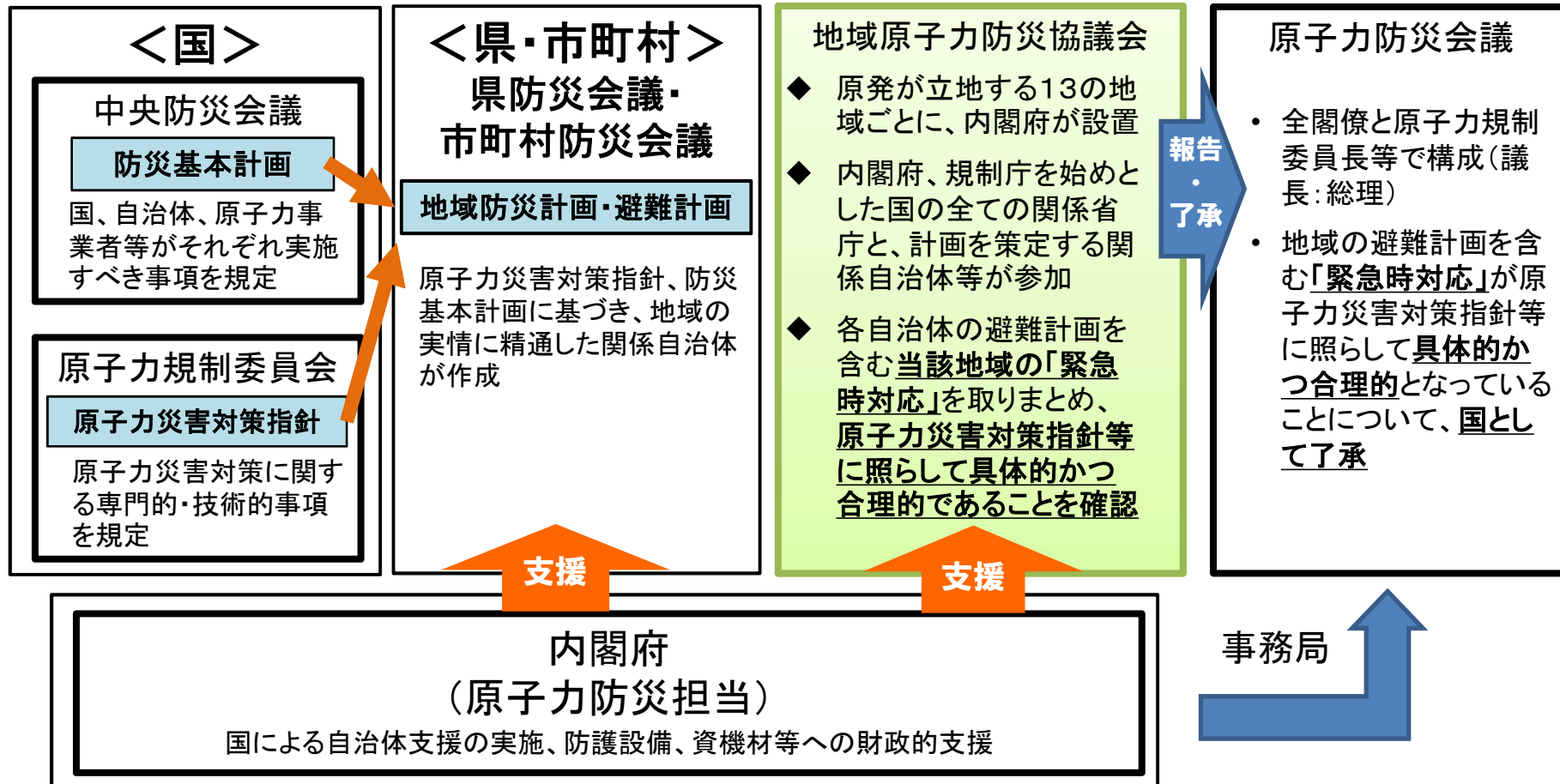
◆原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方自治体、原子力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施

→ H28年度は泊発電所（北海道）を対象に実施、H29年度は玄海発電所（佐賀県）を対象に実施。

◆自治体が行う原子力防災訓練を支援

◆自治体職員、民間事業者等の防災業務関係者への研修を実施

1 - 3 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



<国による自治体支援の具体的内容>

- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化

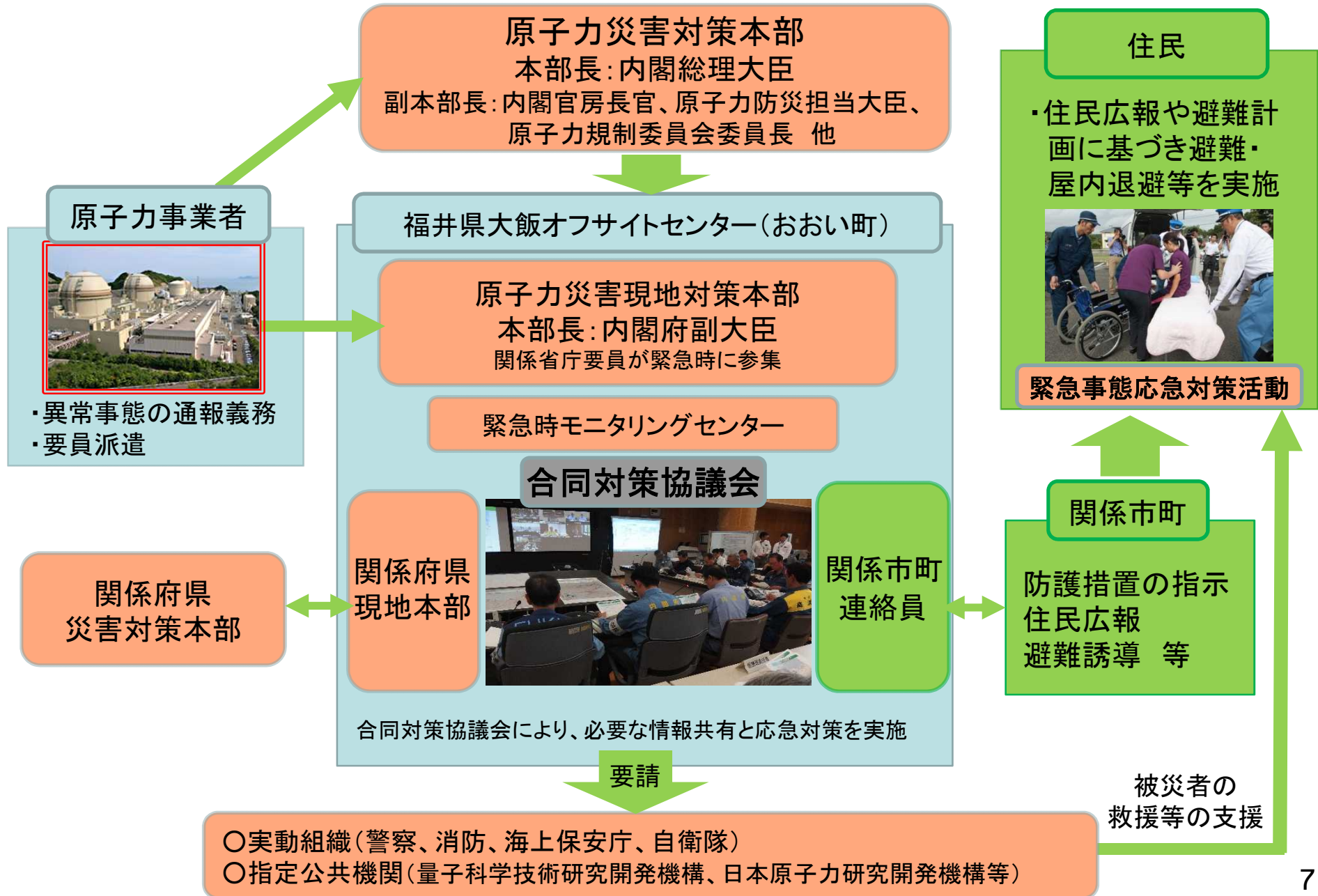
1. 内閣府（原子力防災担当）について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み

4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

2-1 国の対応体制



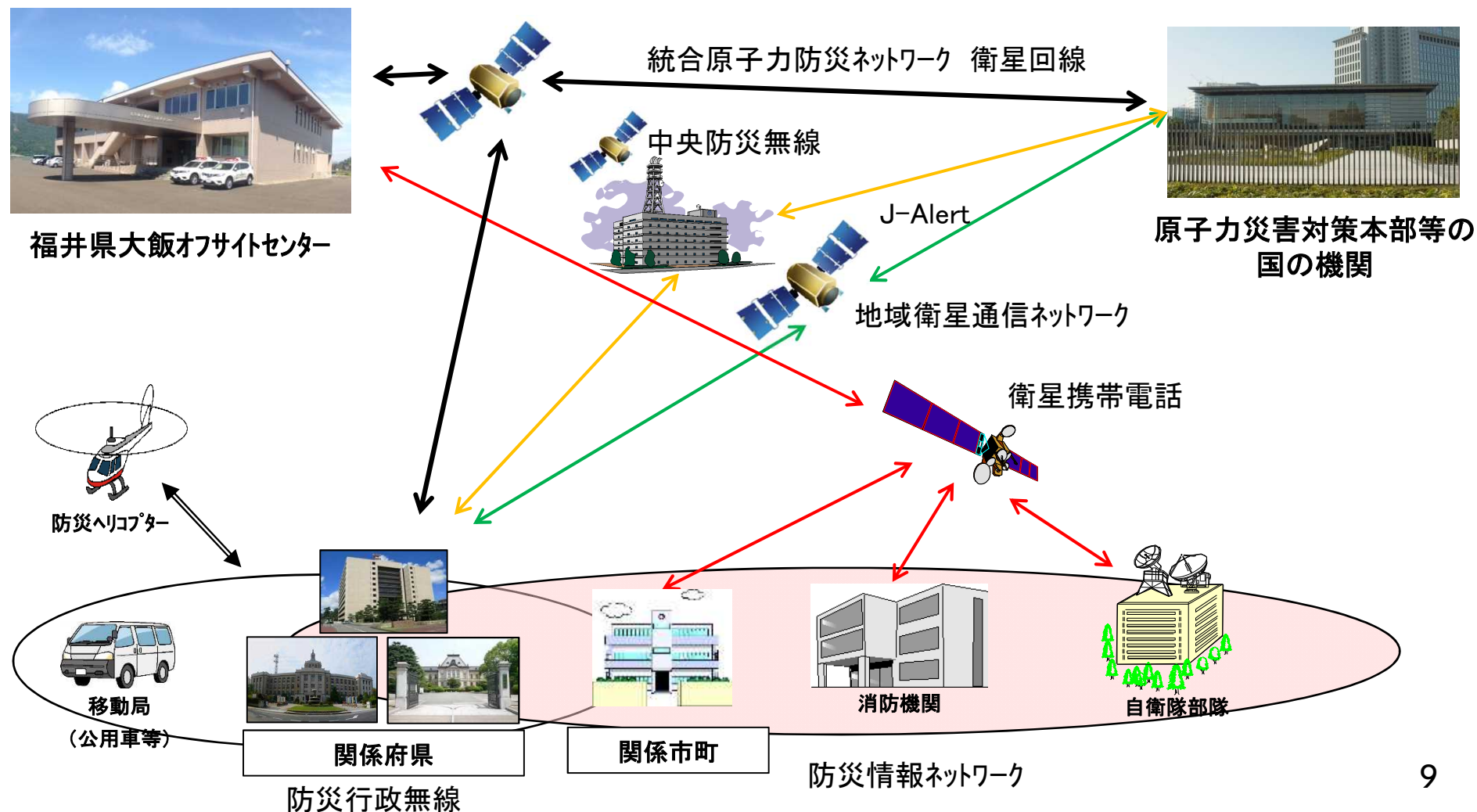
2 - 2 滋賀県及び高島市の対応体制

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、滋賀県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。



2 - 3 連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



2-4 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部から、関係府県、関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 高島市は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

<高島市が整備する住民への主な情報伝達手段>



2 - 5 国の実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、関係府県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施。**
- オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ**全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。**

全国の実動組織による支援

警察による警察災害派遣隊

全国の都道府県警察による支援

消防による緊急消防援助隊

全国の市町村消防が所属する
都道府県単位による支援

海上保安庁による 巡視船艇・航空機の派遣

全国の管区海上保安本部による支援

自衛隊による 災害派遣・原子力災害派遣

全国の陸・海・空の自衛隊による支援



➤ 滋賀県・福井県・京都府と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
- 3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み**
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

会議体

- 福井エリア地域原子力防災協議会作業部会大飯地域分科会

※平成28年1月より計14回開催し、関係者間で議論。

- 福井エリア地域原子力防災協議会

※平成29年10月25日に開催し、「大飯地域の緊急時対応」が具体的かつ合理的であることを確認。

【構成員】

滋賀県、福井県、京都府

内閣府(原子力防災担当)、原子力規制庁、経済産業省、
警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省 等

オブザーバ: 高島市、関西広域連合、関西電力(株) 等

- 原子力防災会議

※平成29年10月27日に「大飯地域の緊急時対応」の確認結果を報告し了承。

○PAZ: Precautionary Action Zone

「予防的防護措置を準備する区域」

原子力発電所から概ね半径5km圏内。

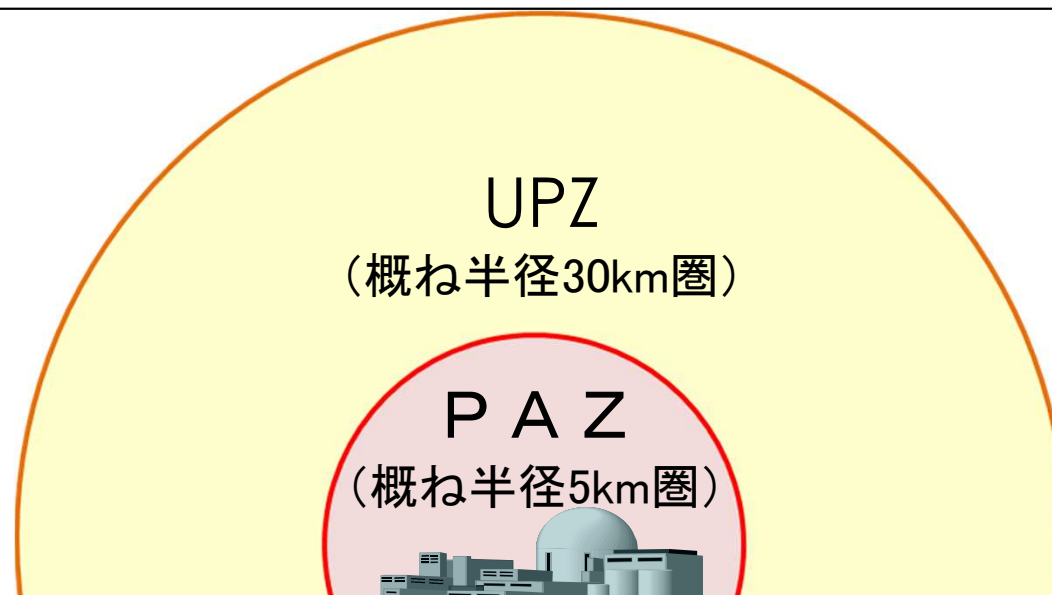
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○UPZ: Urgent Protective action planning Zone

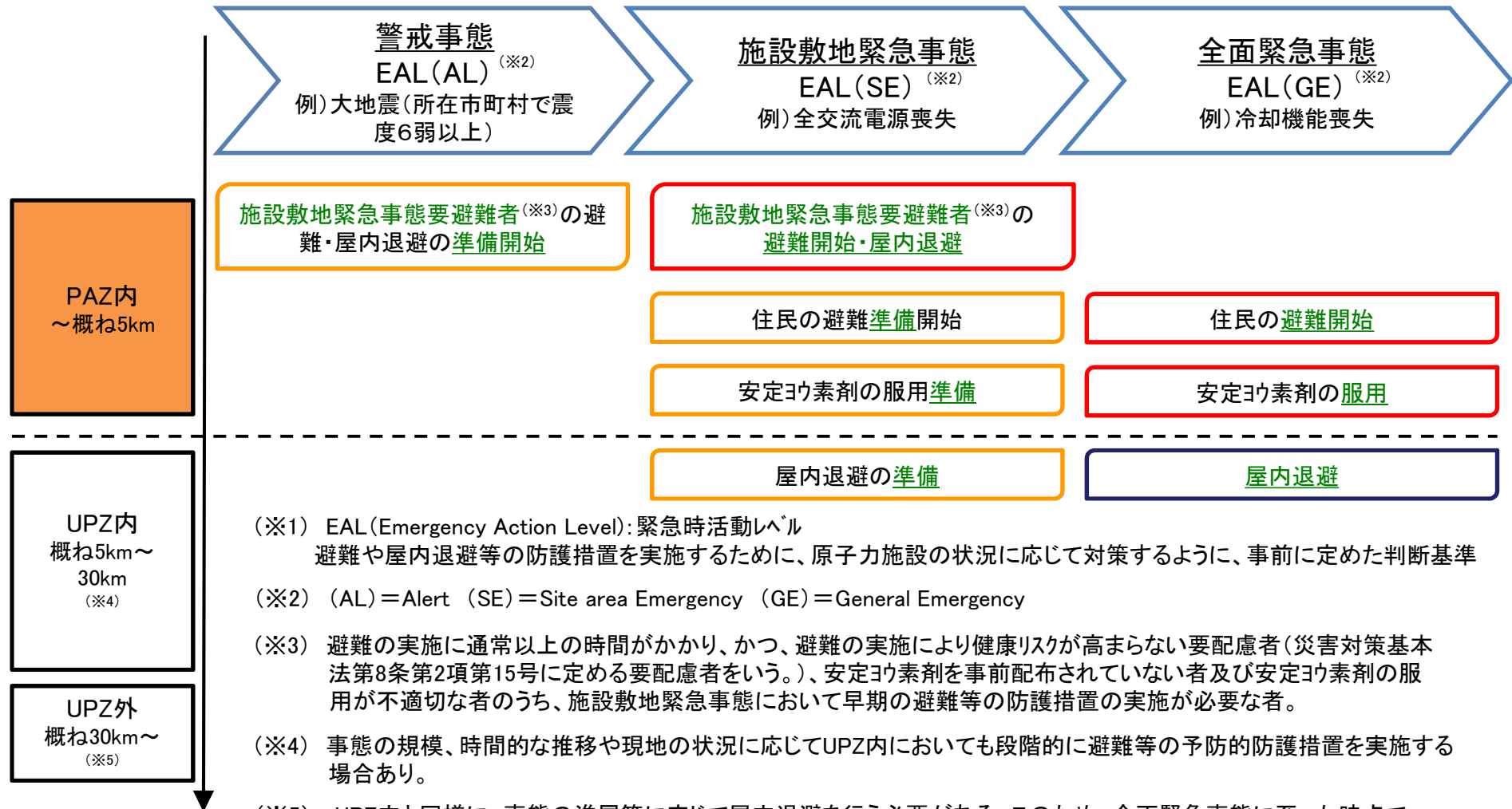
「緊急防護措置を準備する区域」

PAZの外側の概ね半径30km圏内(滋賀県は、独自のシミュレーションに基づき範囲を設定)。

事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避等を行う。

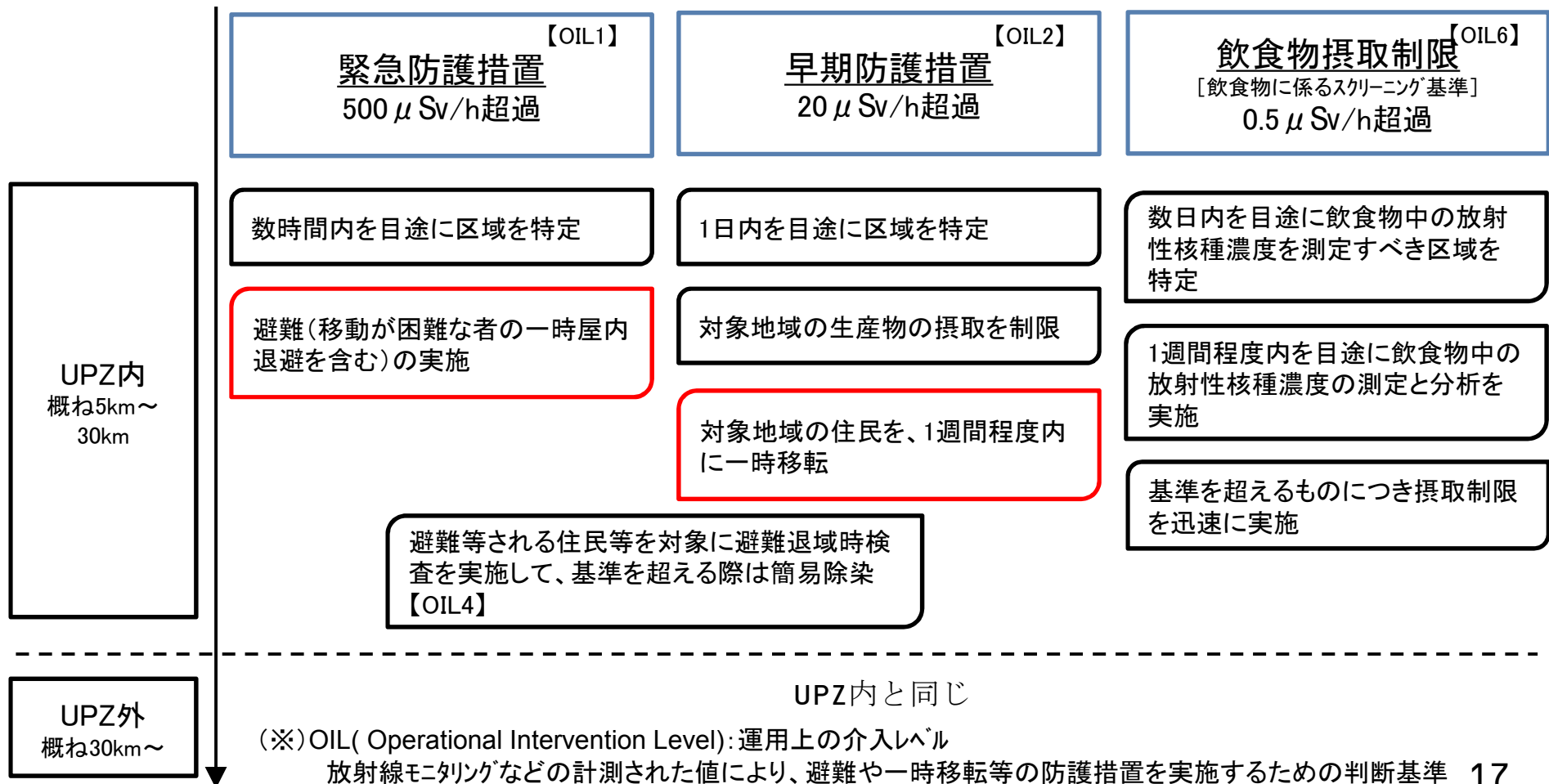


- 緊急事態の初期段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じる。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- (※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



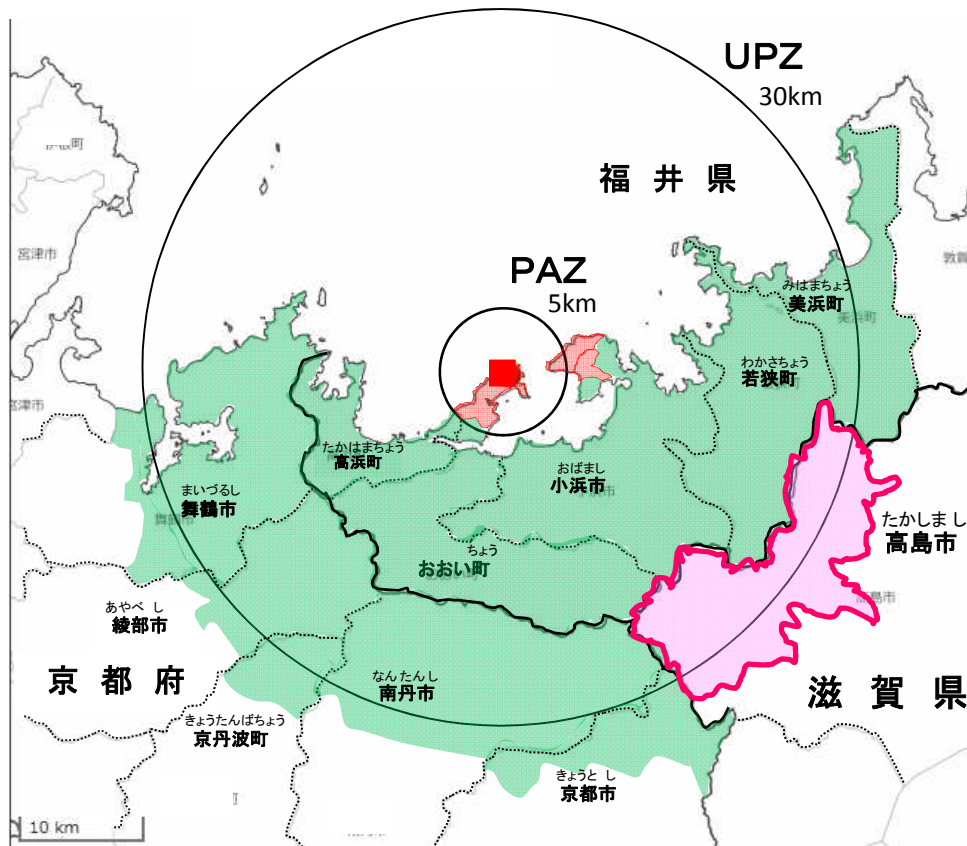
- 地域防災計画・避難計画のほか、原子力災害対策指針や防災基本計画等の考え方を踏まえ、PAZ及びUPZにおける対応、物資の備蓄・供給体制、緊急時モニタリングの体制などを関係自治体及び関係機関と議論。
- 先月25日に「福井エリア地域原子力防災協議会」を開催し、その内容が具体的かつ合理的であることを確認。

「大飯地域の緊急時対応」の項目

- 大飯地域の概要
- 緊急事態における対応体制
- **PAZ**内の施設敷地緊急事態における対応
- **PAZ**内の全面緊急事態における対応
- **UPZ**内における対応
- 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制
- 緊急時モニタリングの実施体制
- 原子力災害時の医療の実施体制
- 国の実動組織の支援体制

3-6 大飯地域の原子力災害対策重点区域の概要

- 大飯地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県おおい町及び小浜市に、UPZ内は福井県、京都府及び滋賀県の6市5町にまたがる。



出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)
「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392>) をもとに内閣府(原子力防災)作成

<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県おおい町、小浜市)

住民数: 1,003人

<概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

6市5町(福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町)、

(京都府京都市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町)

(滋賀県高島市)

住民数: 158,286人

人口: 平成29年4月1日時点

3 - 7 大飯地域における高島市UPZ詳細



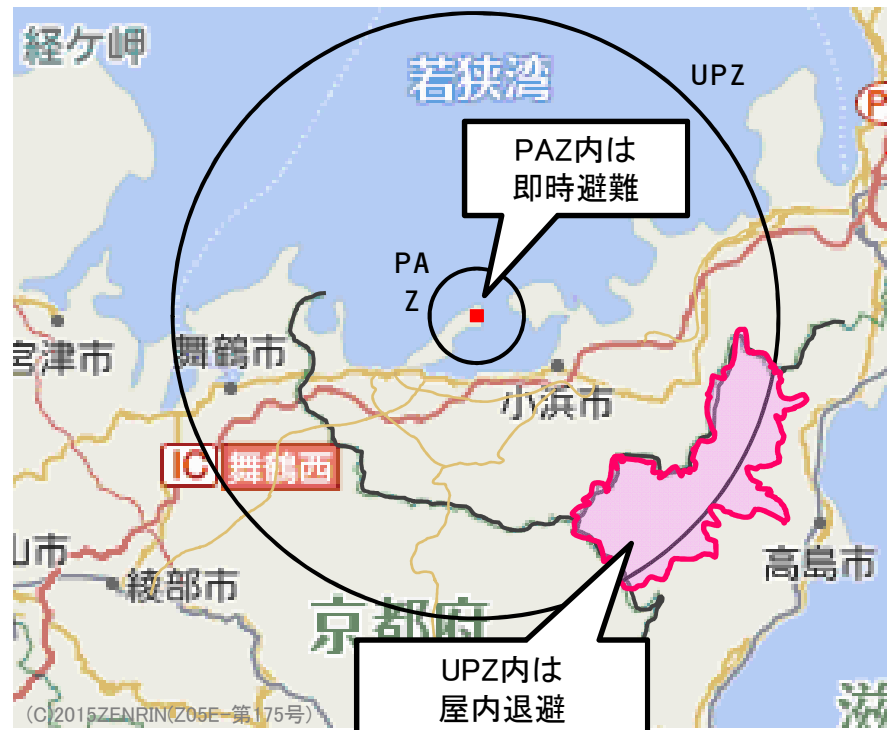
3 - 8 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は1,003人、UPZ内人口は158,286人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で159,289人。

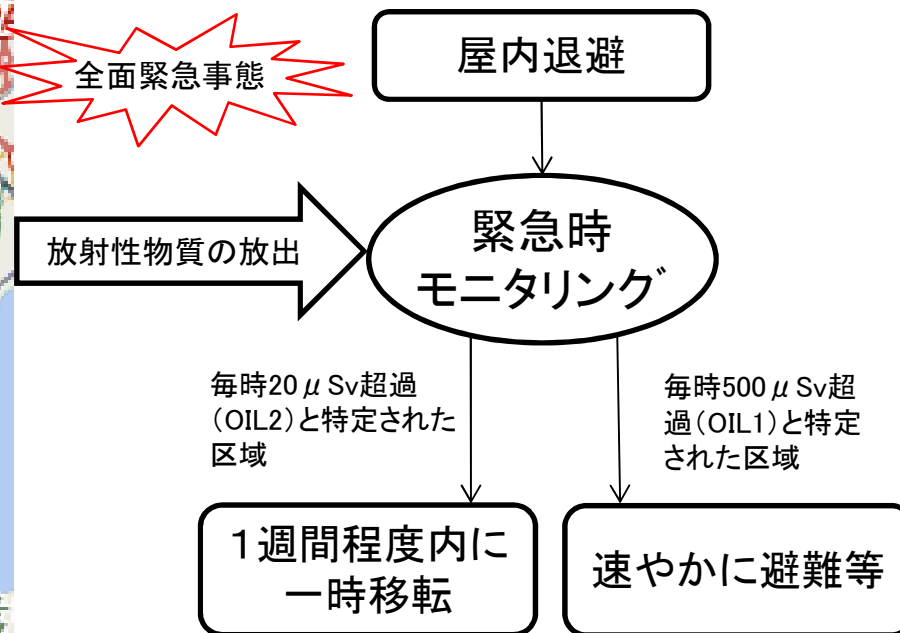
関係市町名		PAZ		UPZ		合 計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	おおい町 <small>ちよう</small>	736人	275世帯	7,552人	2,895世帯	8,288人	3,170世帯
	小浜市 <small>おほまし</small>	267人	82世帯	29,655人	11,837世帯	29,922人	11,919世帯
	高浜町			10,570人	4,227世帯	10,570人	4,227世帯
	若狭町 <small>わかさちよう</small>			15,313人	4,984世帯	15,313人	4,984世帯
	美浜町 <small>みはまちよう</small>			9,774人	3,695世帯	9,774人	3,695世帯
小計		1,003人	357世帯	72,864人	27,638世帯	73,867人	27,995世帯
京都府	舞鶴市			79,354人	37,868世帯	79,354人	37,868世帯
	綾部市			1,600人	864世帯	1,600人	864世帯
	南丹市 <small>なんたんし</small>			3,352人	1,504世帯	3,352人	1,504世帯
	京丹波町 <small>きやうたんぱちよう</small>			278人	120世帯	278人	120世帯
	京都市			301人	150世帯	301人	150世帯
小計		—	—	84,885人	40,506世帯	84,885人	40,506世帯
滋賀県	高島市			537人	290世帯	537人	290世帯
小計		—	—	537人	290世帯	537人	290世帯
合 計		1,003人	357世帯	158,286人	68,434世帯	159,289人	68,791世帯

3-9 UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時20 μ Sv超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Sv超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等※1)を的確に実施できる体制を整備する。



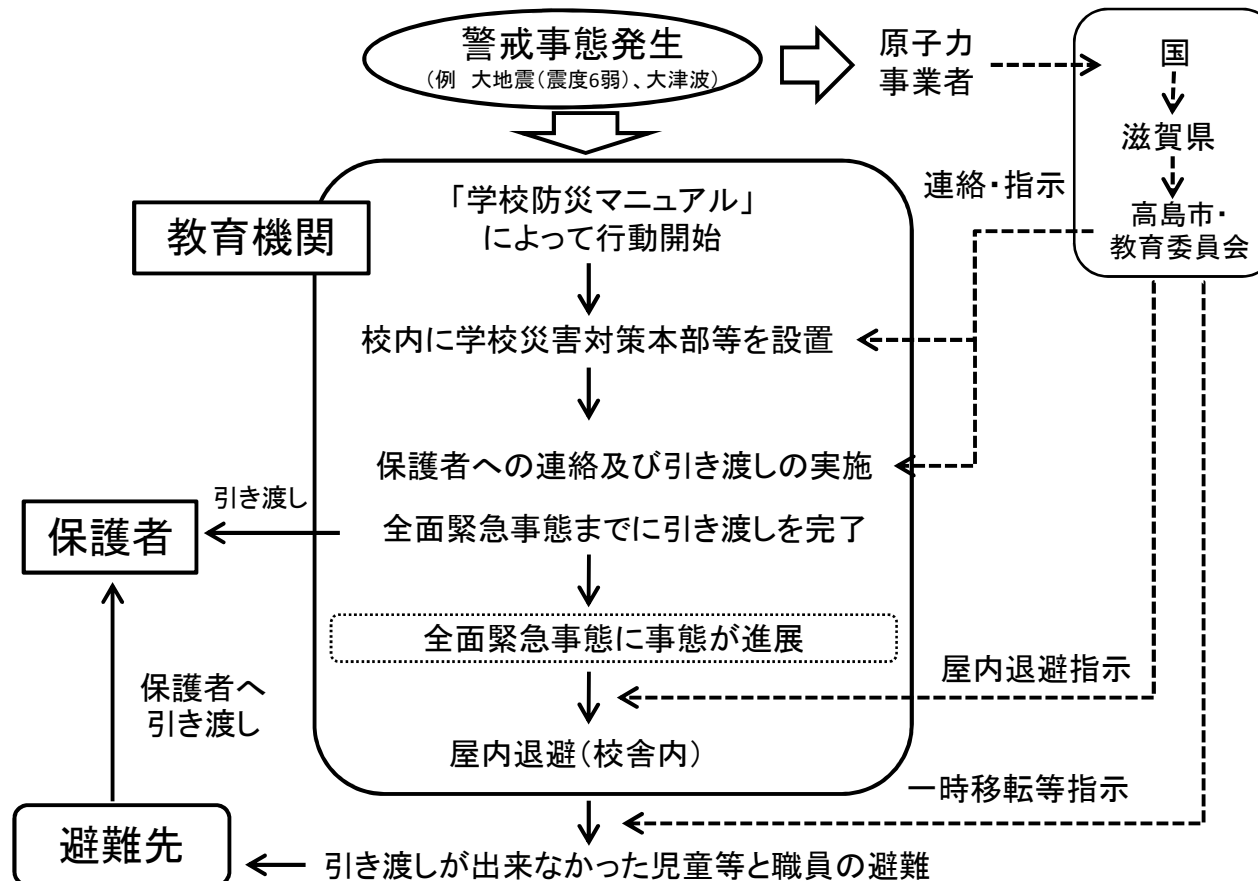
UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※1 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

3-10 UPZ内の学校等の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済であり、学校災害対策本部等は高島市災害対策本部や高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	0	0
小学校	1	3
中学校	0	0
高等学校	0	0
特別支援学校	0	0
合計	1	3

平成29年3月28日時点

3-11 UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

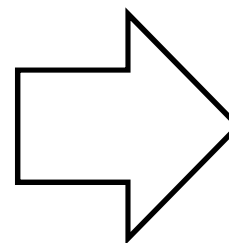
- 滋賀県では、UPZ内にある社会福祉施設(4施設394人)のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて障害福祉サービス事業所等23施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ避難先を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	2	34
	救護施設	2	360
合計		4	394

< UPZ外 >

避難先施設	
受入候補施設 数(施設)	受入可能人数 (人)
23	949
3	360
26	1309

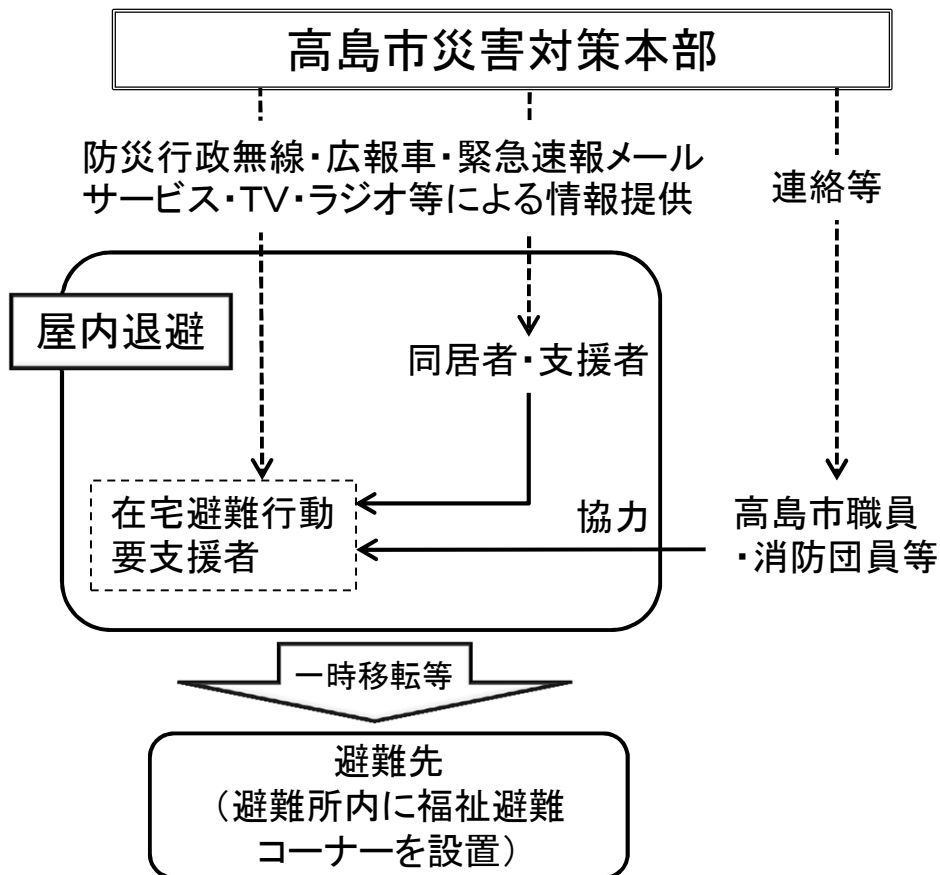


障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

※平成29年4月1日時点

3-12 UPZ内の在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、**地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者**は、一時移転等が必要となった際には、**高島市が準備した避難先に一時移転等**を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

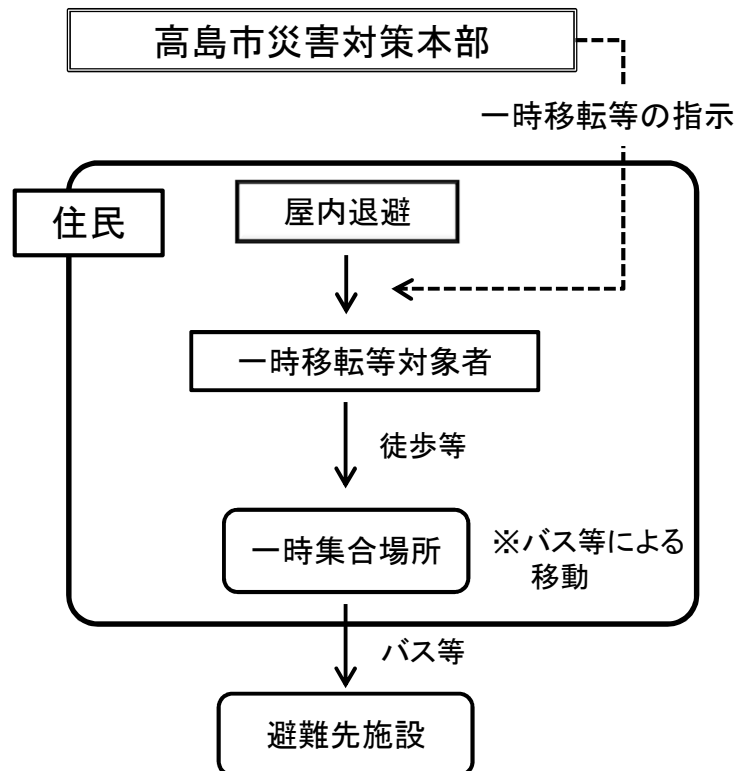
市町	UPZ内(人)
高島市	48(36)

※1 ()内は支援者有り

※2 平成29年4月現在

3-13 UPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



<UPZ内市町の避難先>

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、高島市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。

市町名	県内避難先	県外避難先	
高島市 (537人)	高島市内	大阪府	大阪市、枚方市 高槻市 (合計:537人)

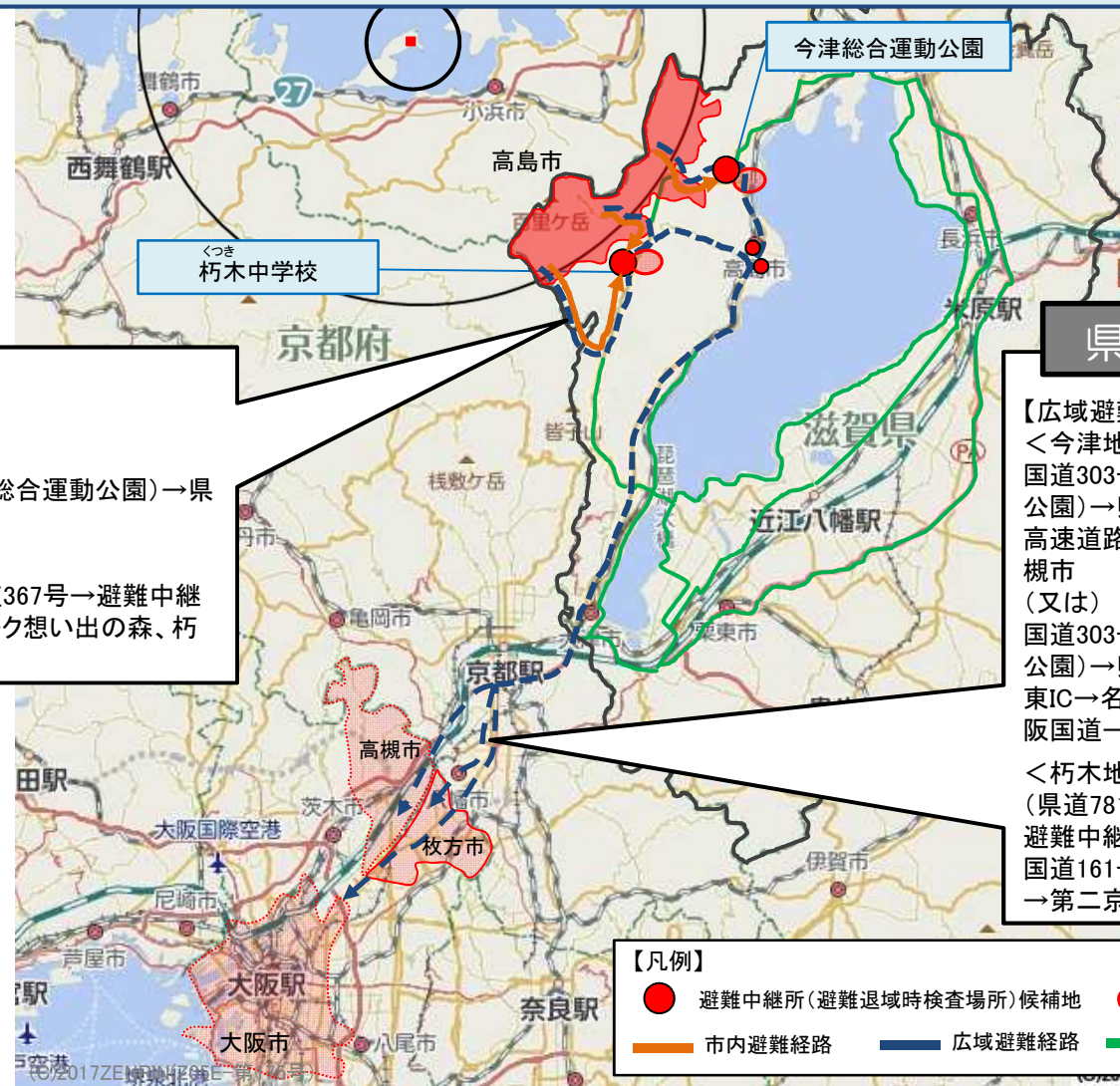
※平成29年4月1日時点

3-14 高島市のUPZ内から避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

県内避難先
高島市内
(今津中学校
他2か所)

県外避難先
大阪府大阪市・
枚方市・高槻市



県内避難
【高島市内の避難経路】
＜今津地域＞
国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→今津中学校
＜朽木地域＞
(県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→グリーンパーク想い出の森、朽木中学校

県外避難
【広域避難経路(県外)】
＜今津地域＞
国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→名神高速道路(大山崎IC)→国道171号→高槻市(又は)
国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC→京阪国道→枚方市
＜朽木地域＞
(県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→県道23号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→第二京阪道路→門真IC→大阪市

【凡例】
● 避難中継所(避難退域時検査場所)候補地
○ 避難先
— 市内避難経路
— 広域避難経路
— その他の主要な避難経路

3-15 自然災害等により孤立した場合の対応

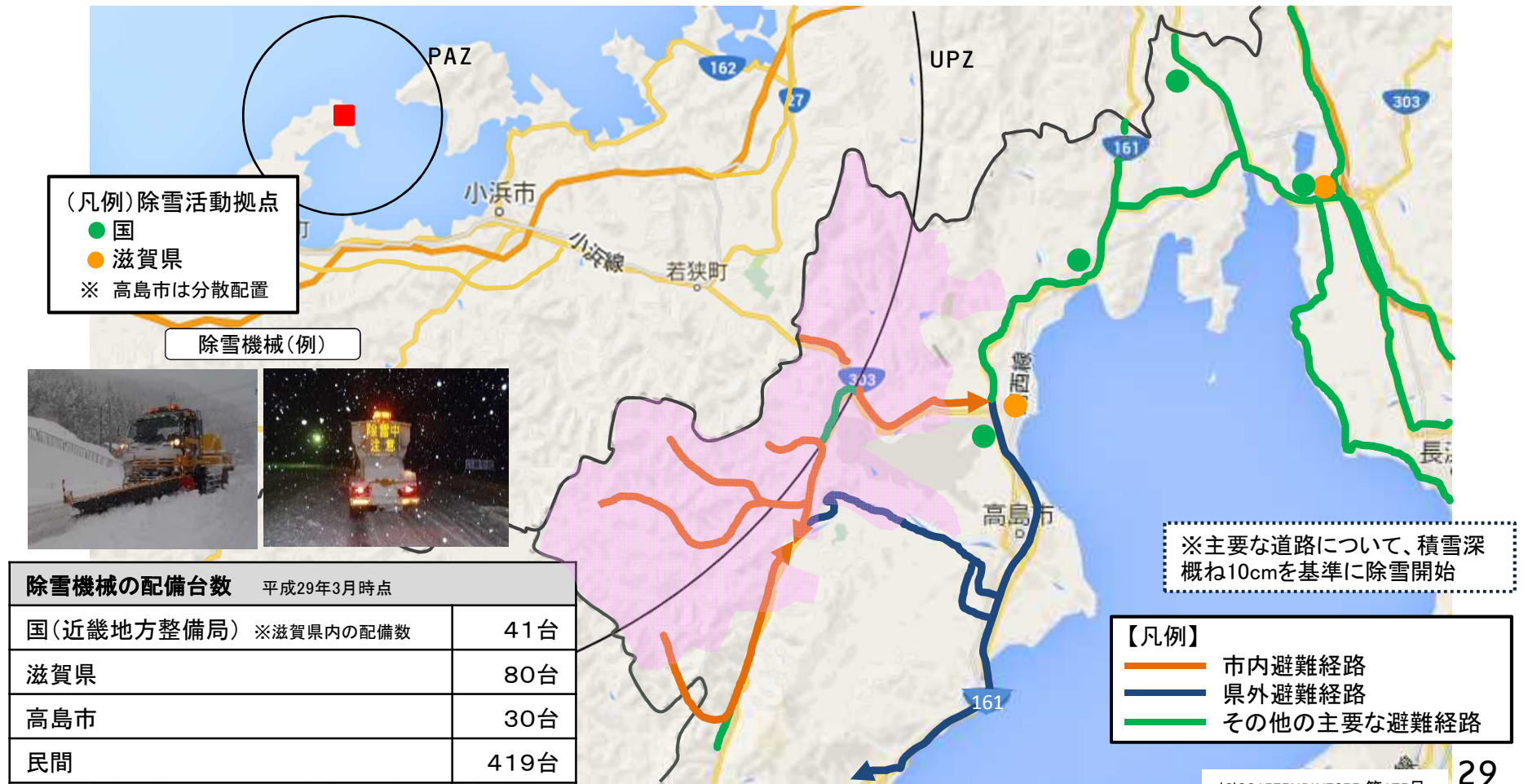
- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 高島市内のUPZは山地であることから、自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、**避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。**
- **家屋で屋内退避ができない場合は、集会所または一時集合場所で屋内退避を行う。**集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

3-16 滋賀県における降雪時の避難経路の確保

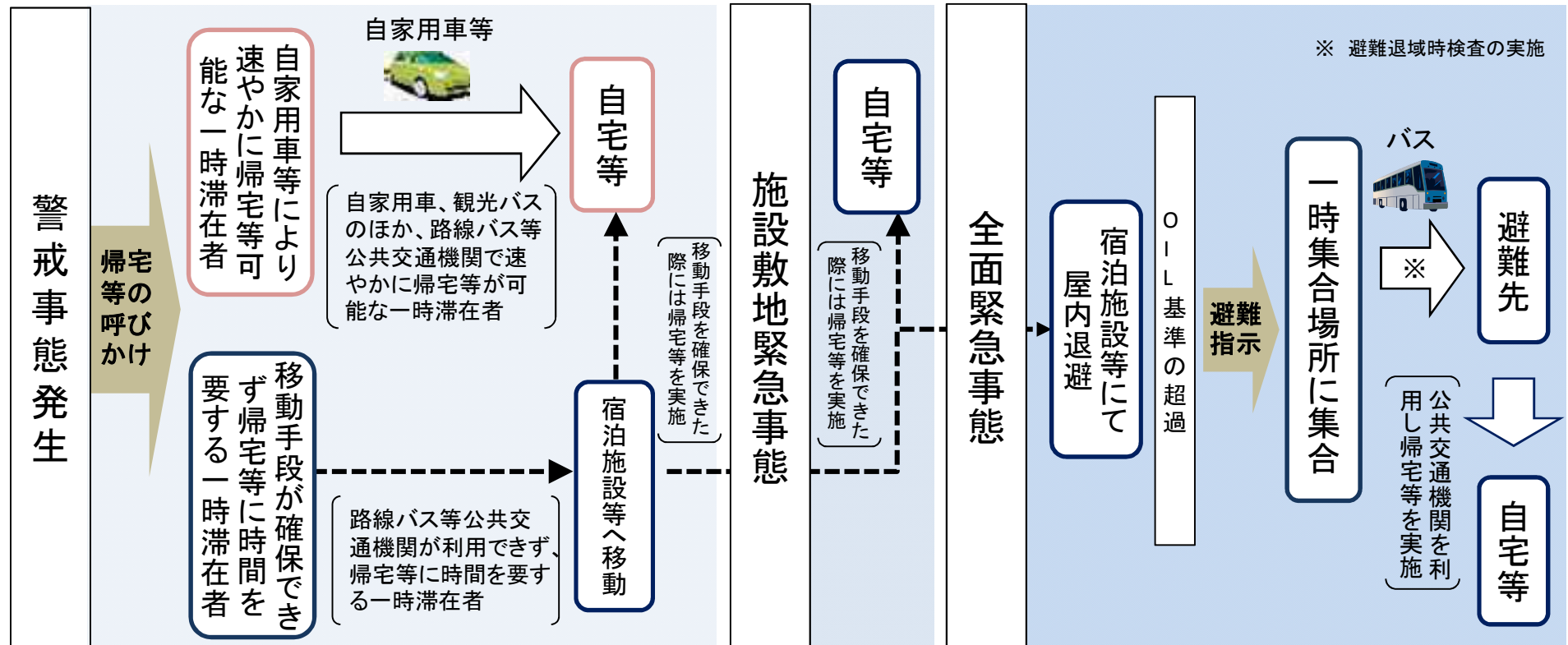
- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道161号については、国土交通省近畿地方整備局が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



3-17 観光客等一時滞在者の避難等

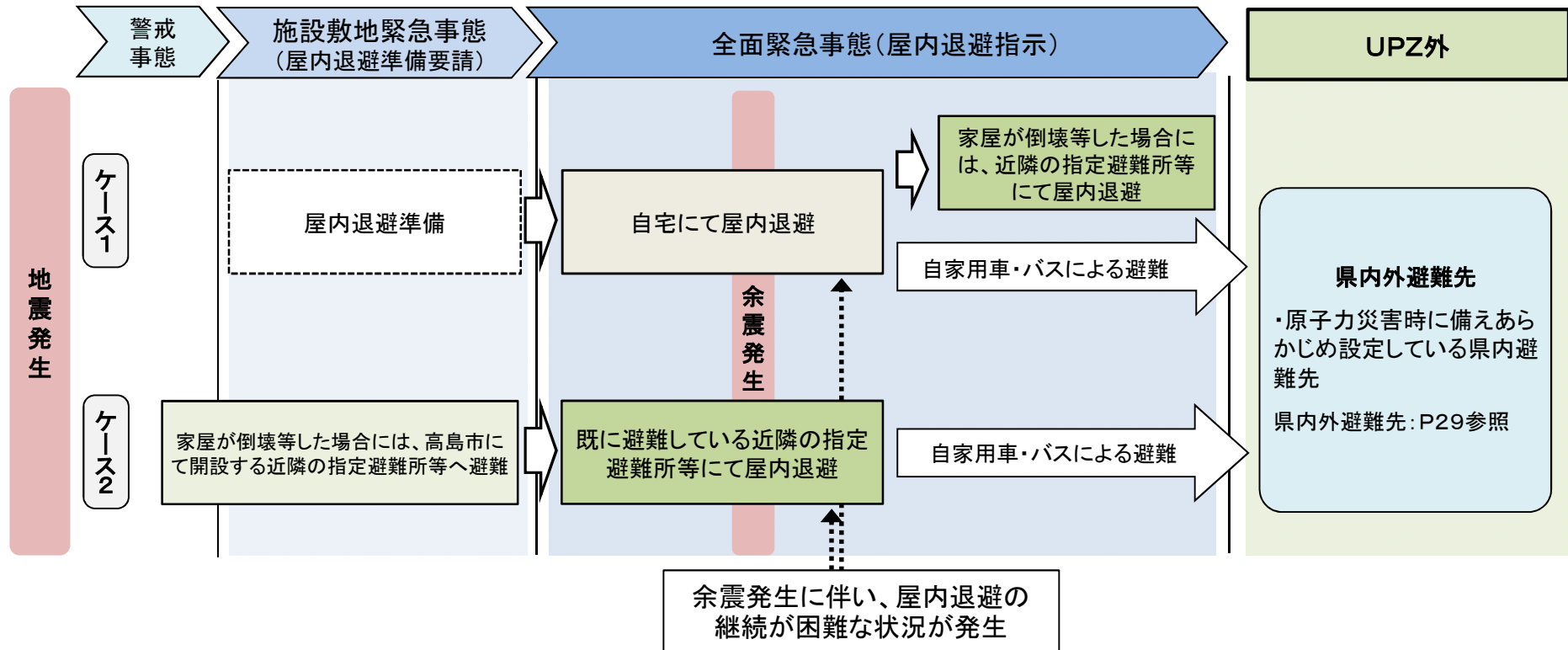
- 滋賀県及び高島市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、滋賀県及び高島市が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため高島市にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、高島市にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び滋賀県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞



※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

3-19 一時移転等における福祉車両の確保

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が3台、ストレッチャー車両が1台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、228台と20台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー(1,148台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	9台	1台	
医療機関	—	—	
社会福祉施設	23台	0台	
合計	32台※1	1台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送することを想定
必要車両台数	3台	1台	・ピストン輸送(14往復)を想定



県内の福祉車両保有数	228台	20台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,148台(平成29年4月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

3 - 20 一時移転等における輸送能力の確保

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数537人、必要車両数32台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は505台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP98 参照)。

		高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	537	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	537	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定
必要車両台数		32	バス1台当たり17人程度の乗車を想定



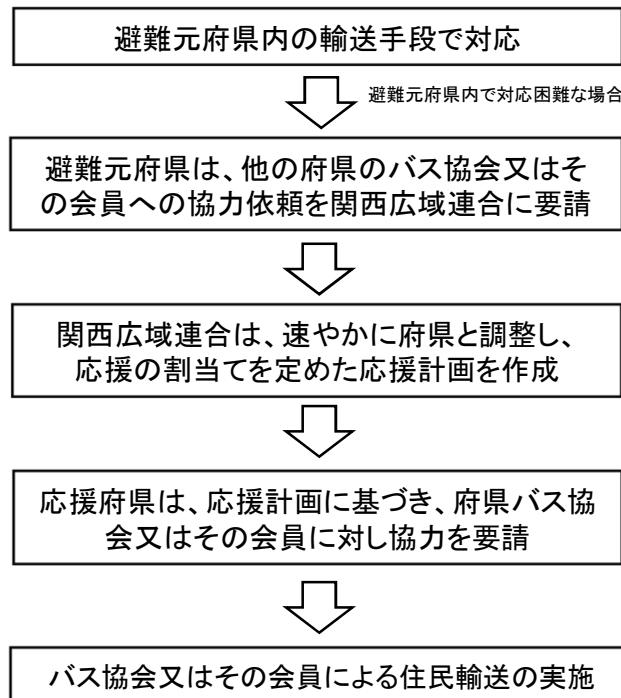
滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	505 (平成29年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※ 不測の事態により上述の輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

3-21 国、関係機関による輸送能力の確保

- 輸送手段の確保については、まずは避難元府県内で対応（滋賀県内バス保有台数：505台）
- **避難元府県の輸送手段で不足する場合には、関西広域連合等関係機関が関西広域連合の構成府県及び連携県ならびに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達。**
- それでも不足するような場合には、**国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。**

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】

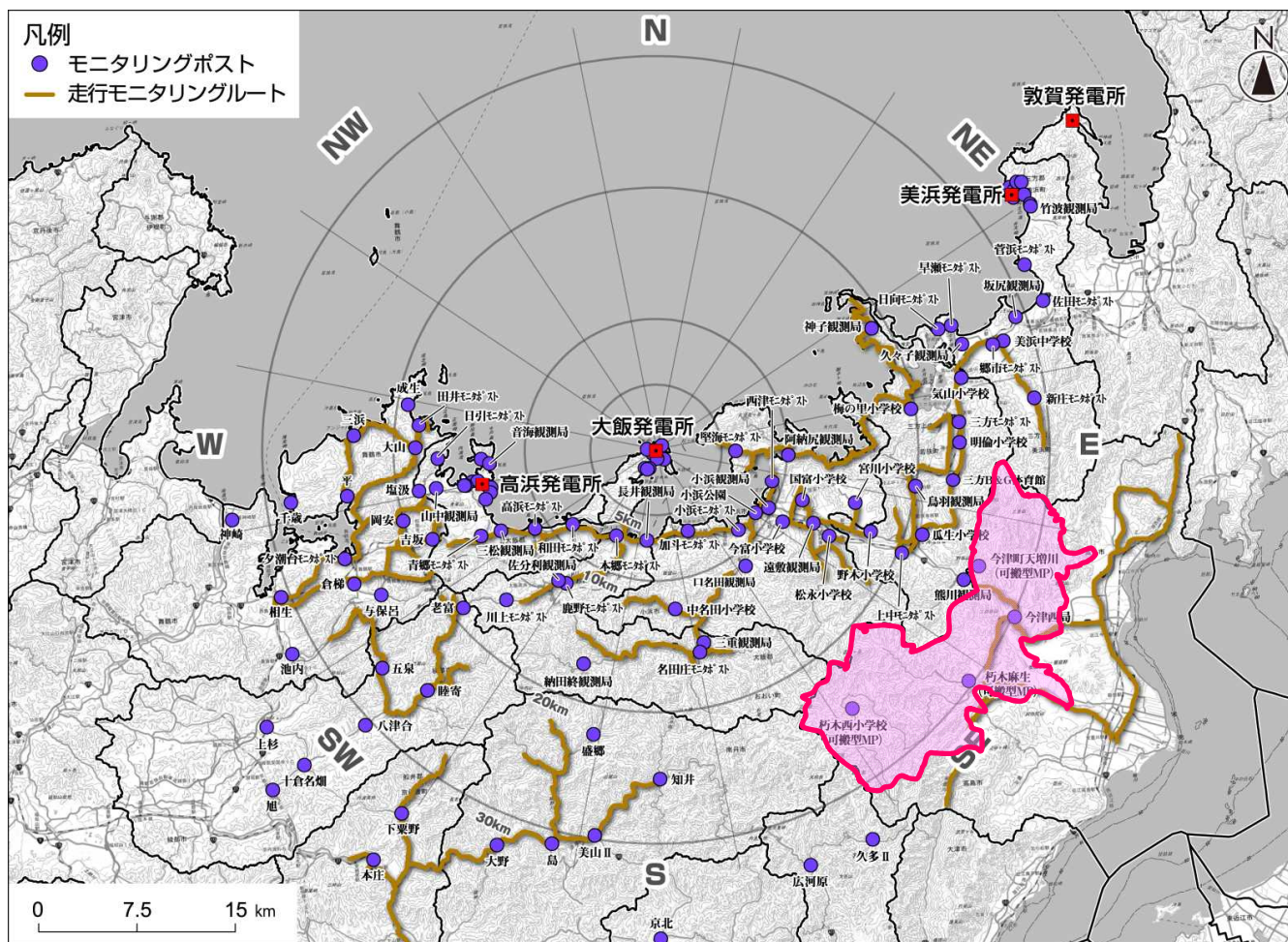


各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
石川県	1,229
三重県	1,230
大阪府	4,022
兵庫県	3,917
奈良県	1,006
和歌山県	706
鳥取県	540
徳島県	515
計	13,165

3-22 緊急時モニタリングの実施体制

- 大飯地域におけるUPZ内及びその周辺の福井県、京都府及び滋賀県の11市町(福井県5市町、京都府5市町、滋賀県1市)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点100地点(PAZを除く福井県33地点、京都府30地点、滋賀県4地点、原子力事業者33地点)を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 大飯発電所敷地内及びPAZ内では、9地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



3-23 環境放射線モニタリング機器

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))で、滋賀県域の放射線量等を測定
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、モニタリングポストの設置数を補完するため、可搬型モニタリングポスト(12台)を配備
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカーを配備



モニタリングポスト【15局】



可搬型モニタリングポスト【12台】



モニタリングカー【2台】

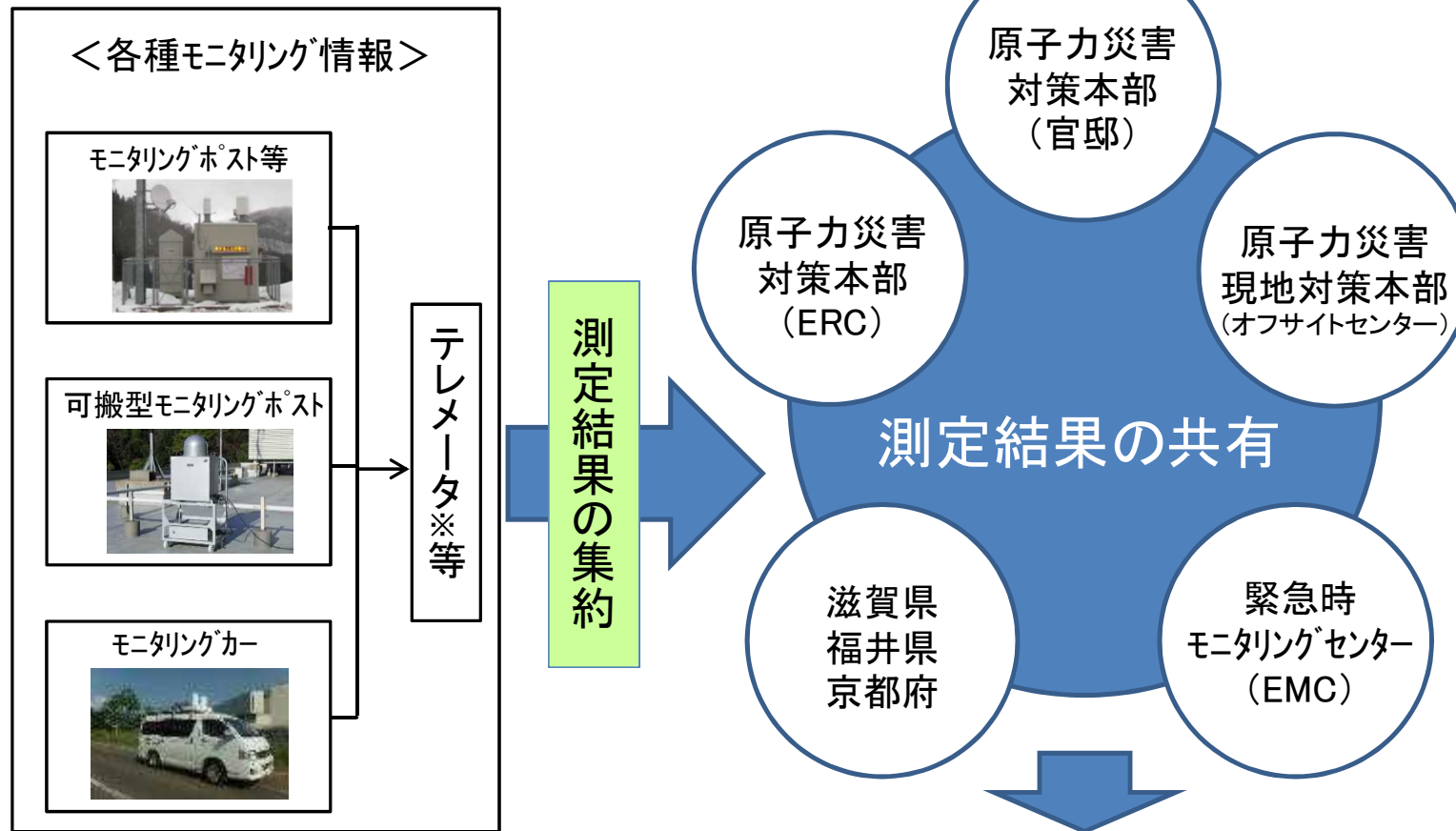


可搬型ダストヨウ素サンプラー【4台】

3-24 緊急時モニタリング結果の共有及び公表

緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。

＜滋賀県におけるモニタリング情報収集装置＞



※テレメータ:モニタリング情報収集装置

測定結果を原子力規制委員会HPで公表

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、滋賀県は計129箇所の施設に合計で丸剤592,000丸、粉末剤2,350gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤2,580包を備蓄。
- 緊急配布は備蓄場所となっている一時集合場所等にて、県及び関係市町職員が、対象住民等に順次配布・調製を実施。

<滋賀県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



安定ヨウ素剤備蓄場所

滋賀県 : 129箇所中
高島市 84箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集合場所等
高島市(大飯UPZ周辺) : 14箇所

3-26 避難退域時検査場所の候補地

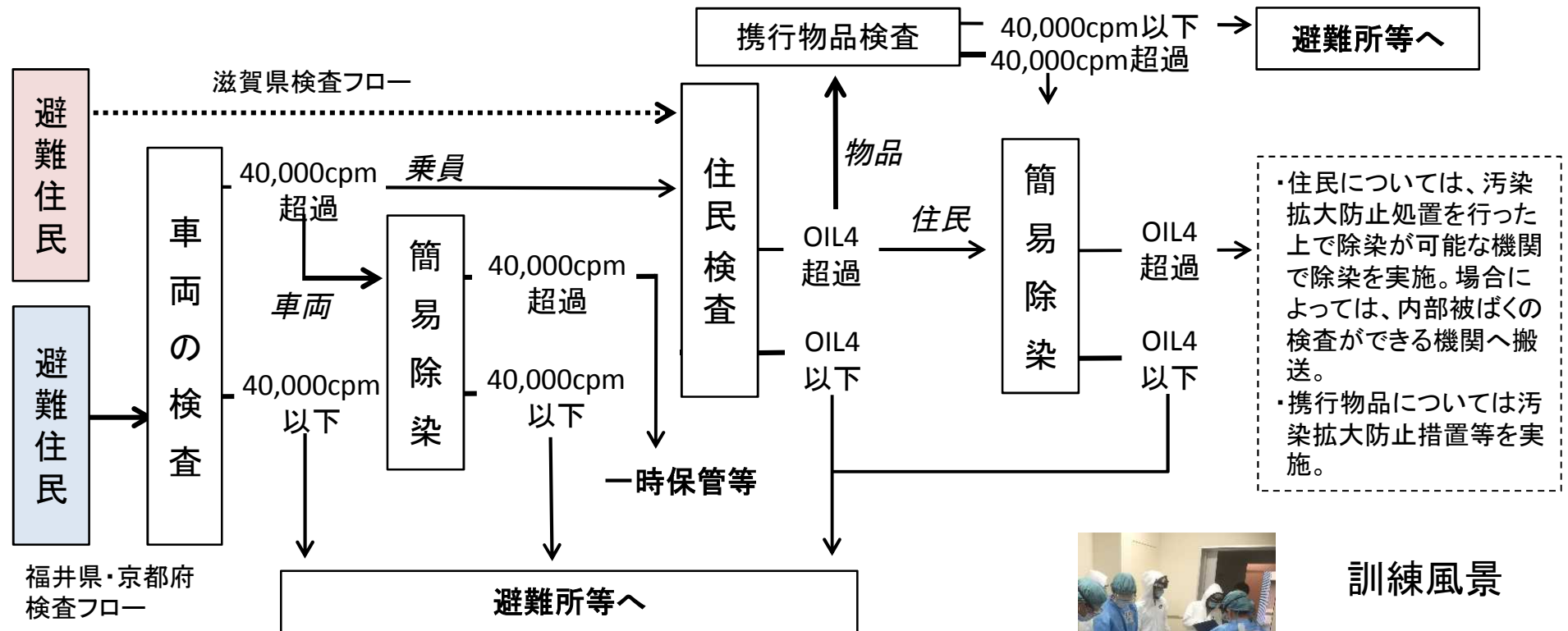
➤ 避難退域時検査は、県内及び県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。

<福井県及び滋賀県のみ避難退域時検査場所の候補地を記載>



3-27 避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



【滋賀県検査フロー】

・滋賀県では、避難退域時検査の位置付けと避難者に対する被ばく医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つことから、原則、全住民の検査を実施。

※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

※ 避難退域時検査の結果、基準(OIL4:40,000cpm)以下の場合には、住民に対し通過証等を発行する。



訓練風景



1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

- ◆ 福井エリア地域原子力防災協議会等を通じて、国と関係自治体が一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を全面的に支援していく。
- ◆ 国や関係自治体を実施する原子力防災訓練で明らかになった教訓事項を抽出し、各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も継続的に、避難計画の充実・強化に努めていく。